

# 龍郷町子ども通院費等助成事業について

## 制度概要

この事業は、島内で必要とする医療等を受けることができず、島外の医療機関等へ通院せざるを得ない子どもに係る経済的負担の軽減を図るため、通院等に要する交通費及び宿泊費の一部を助成することを目的とします。

## 助成対象となる方

龍郷町に住所を有し、18歳に達した日以後最初の3月31日までの者とその保護者で以下のいずれかに該当する者です。

- ・島外で医療等を受ける必要があると判断された者（確認書類あり）
- ・町税その他本町に納付すべき責務を滞納していない者
- ・その他、町長が特に該当すると認めた者

※歯科矯正等 保険適用外の治療については、対象外となる場合があります。

## 助成額

対象児と保護者1名分の航空運賃、奄美～鹿児島間分(離島割引適用後)が限度助成額となります。

船の場合は離島割引適用後の実費額となります。

宿泊費実費額（1回の通院等につき2泊、1人1泊8,000円を上限）を助成します。但し、その額に100円未満の端数がある時は、その額を切り捨てるものとします。

※この助成は年に6回までとなっております。

## 必要提出書類

助成を受けるには以下の書類の提出必要になります。（受診後6ヶ月以内）

- ・子ども通院費等助成申請書
- ・離島地域子ども通院費等支援事業に係る証明書（初回のみ）
- ・往復実費費用が確認できる領収書等の写し
- ・宿泊実費費用が確認できる領収書等の写し
- ・振込先通帳の写し（初回のみ）
- ・診断書発行手数料の領収書等の写し
- ・診療明細書の写し（歯科矯正の場合）

※「離島地域子ども通院費等支援事業に係る証明書」は事前に島内の医療機関を受診して証明をしてもらってください。

（お問い合わせ先）

〒894-0192 鹿児島県大島郡龍郷町浦110番地

龍郷町役場子ども子育て応援課 TEL：0997-62-3111（代表）

0997-69-4555（直通）